

架空請求ハガキに関する相談が急増中！

7月18日から19日にかけて、県内全域において、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と記載された身に覚えのないハガキが届いたという、架空請求に関する相談が数多く寄せられており、ハガキに記載された連絡先に電話したところ、コンビニでプリペイドカード式電子マネーを購入し、裏面の番号を教えるよう指示される事案も発生しています。ハガキの特徴を説明しますので、被害に遭わないよう注意して下さい。

①「最終告知」、「民事訴訟」等の言葉が使われている。

②請求金額や債務の内容がはっきりしない。

③個別の通知のように管理番号が付いているが、多くの人に同じ番号のハガキが送られている。

④本当に裁判所への申立てがあった場合は、裁判所は「特別送達」という方法を用いて、封書で通知します。裁判所の通知がハガキでくるとはなりません。法的な根拠がないのに差押えをされることはありません。

⑤期限を定め、すぐに連絡させようとする。

⑥公的機関のような名称を使用する。

⑦連絡先の電話番号は、東京の市外局番「03」で始まるものが多い。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、御通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知致します。管理番号(あ)123裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され、執行官の立会いの元、給料差し押さえ及、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して頂くようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年7月〇日

東京都〇〇区〇〇〇〇

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

お問合せ窓口03-〇〇〇〇-××××

受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

～被害防止のポイント～

- 1 記載された連絡先には絶対に連絡しないこと。
- 2 身に覚えのないハガキやメールが届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談すること。

